

第1 審査会の結論

福島県知事（以下「実施機関」という。）が、平成27年6月25日付け27南振第671号で行った「平成26年〇〇月〇〇日付け株式会社〇〇〇〇の福島県産業廃棄物処理指導要綱に基づく産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書」を一部開示とした決定、及び平成27年7月1日付け27北振第723号で行った「平成26年〇月〇日付け株式会社〇〇〇〇の福島県産業廃棄物処理指導要綱に基づく産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書」を一部開示とした決定について、当審査会は次のように判断する。

別表に掲げる対象公文書①（県南地方振興局一部開示決定文書）及び対象公文書②（県北地方振興局一部開示決定文書）のうち、「福島県情報公開条例に基づく実施機関の不開示判断－調査状況欄記載の不開示とした情報」に対する「審査会の判断及び開示判断等の根拠」において、

- 1 「開示」とした部分については、実施機関は開示すべきである。
- 2 「適用条項を改めた上で開示すべき」とした部分については、根拠とする条項に誤りがあるため、実施機関は適用条項を改めた上で、開示すべきである。
- 3 1及び2以外の部分を不開示とした実施機関の判断は、妥当である。

第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は平成27年5月22日付けで、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して「産業廃棄物処理施設等の設置等に係る事業計画書について ①(株)〇〇〇〇、〇〇〇（注：市町村名）、〇〇〇の破碎施設 ②(株)〇〇〇〇、〇〇〇（注：市町村名）、〇〇〇〇の破碎施設 ③（略） 提出書類の中、（別紙3）産業廃棄物処理施設設置に係る地元住民等との調整状況調査の書類のみ」という内容の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は本件開示請求のうち、①(株)〇〇〇〇に係る請求（以下「本件開示請求①」という。）については県南地方振興局県民環境部環境課（以下「県南地方振興局」という。）を、②(株)〇〇〇〇に係る請求（以下「本件開示請求②」という。）については県北地方振興局県民環境部環境課（以下「県北地方振興局」という。）をそれぞれ本件開示請求の担当課（所）とし、公文書開示請求書を回送した。
- 3 これに対して、県南地方振興局は本件開示請求①に対応する公文書として「平成26年〇〇月〇〇日付け株式会社〇〇〇〇の福島県産業廃棄物処理指導要綱に基づく産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書別紙3『産業廃棄物処理施設等設置等に係る地元住民等との調整状況調査』」（以下「対象公文書①」という。）を、県北地方振興局は本件開示請求②に対応する公文書として「平成26年〇〇月〇〇日付け株式会社〇〇〇〇の福島県産業廃棄物処理指導要綱に基づく産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書別紙3『産業廃棄物処理施設等設置等に係る地元住民等との調整状況調査』」（以下「対象公文書②」という。）を、それぞれ特定した。
- 4 両地方振興局は、対象公文書①及び②ともに第三者に係る情報が含まれているため、当該第三者の意見を聴取することを理由として、平成27年6月5日までの開示決定等期限を同年7月3日まで延長する旨をそれぞれ異議申立人へ書面で通知した後、県南地方振興局は6月25日に、県北地方振興局は7月1日に、別表の「福島県情報公開条例に基づく実施機関の不開示判断－調査状況欄記載の不開示とした情報」に掲げる部分を当該部分に掲げる根拠規定及び理由により不開示にするとの、一部開示決定（以

下「本件処分」という。)をそれぞれ行い異議申立人に通知した。

- 5 異議申立人は平成27年7月17日付けで、本件処分を不服として行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。
- 6 実施機関は、平成27年9月9日付け福島県指令環保第1207号により異議申立人に対し補正を命じ、異議申立人は同年9月28日付け補正書により補正を行った。
- 7 実施機関は、平成28年2月4日付け27環保第1207号により当審査会に諮問を行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、福島県産業廃棄物処理指導要綱に基づく産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書のうち「周辺居住者等との調整」においての「説明会の開催状況」、「同意取得の範囲」及び「同意者数及び不同意者数」を不開示とした処分を取り消し、これらの開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書の内容を総合すると次のとおりである。

県は以下のとおり条例の解釈を誤っており、速やかに処分を取り消すべきである。

(1) 「説明会の開催状況」について

地元説明会開催の有無については、条例第7条第3号ア及びイのいずれにも該当しないことから開示すべきである。

(2) 「同意取得の範囲」について

県が「開示しない理由」とした条例第7条第3号では「公にすることで当該法人の権利及び正当な利益を害する恐れがあるもの」とあるが、害しないと思えることから開示すべきである。

(3) 「同意者数及び不同意者数」について

県は「開示しない理由」として、条例第7条第2号本文「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するとしている。

まず、「同意者数及び不同意者数」は個人に関する情報には該当しない。

次に、当該情報により特定の個人を識別することはできない。また、特定の個人を識別することとなる他の公開された又は公開される情報はない。

さらに、「同意者数及び不同意者数」を公にすることにより、侵害される個人の権利利益も存在しない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件処分に係る対象公文書①及び②を一部開示とした理由は、一部開示決定理由説明書及び口頭による説明を総合すると次のとおりである。

1 一部開示決定理由について

(1) 「同意者数及び不同意者数」について

同意及び不同意の別は個人の内心の秘密に関する情報である。同意者数及び不同意者数を住宅地図など容易に入手し得る情報と照合することにより、個人が特定され、又は個人の同意状況が判明する。

また、個人の識別ができずとも、地区の同意状況が判明することにより地区全体や地区内の個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第7条第2号に該当する。

なお、産業廃棄物処理施設の設置場所は同意取得の対象者が少ない場合が多く、

その場合には個人の特定が容易となる。今回の場合は、同意取得の対象者がいずれも少数であり、住宅地図などと照合することで個人を特定でき、またその同意状況が判明する。

(2) 「同意取得の範囲及び説明会の開催状況」について

同意取得の範囲及び説明会は、事業者の設置しようとする施設の生活環境への影響の程度、地域住民との関係などから、事業者が自ら判断し、設定・開催するもので、事業者のノウハウや経営方針に関する情報である。これらの情報を公開することで、他事業者との比較による地域住民や取引企業との関係悪化など、信用上の不利益が生じるおそれがあり、条例第7条第3号アに該当する。

また、同意取得の範囲に関する情報は条例第7条第2号の個人情報にも該当する場合があります。今回の場合、事業者が設定した同意取得の範囲内の同意取得の対象者は少数であり、個人の特定が可能な情報である。

2 異議申立てについて

(1) 「同意者数及び不同意者数」について

条例第7条第2号は、個人のプライバシーを最大限保護することを目的としており、特定の個人が識別され得るような情報が記録されている公文書は原則として不開示とし、同号ただし書に該当するような場合には不開示としないことを限定的に定めたものと解されている。今回、「同意者数及び不同意者数」に同号ただし書に該当する理由は認められない。

(2) 「同意取得の範囲及び説明会の開催状況」について

正当な利益を害することの有無の判断に当たっては、その情報の内容及び性質のみならず、その事業の性格、県との関係、事業活動における権利利益の保護の必要性等を考慮するものと解されている。当該情報の公開は、1(2)のとおり信用上の不利益が生じるおそれがあり、事業者の正当な利益を害するおそれがあるものと認められ、条例第7条第3号アに該当する。

さらに、同意取得の範囲については、今回の場合住宅地図などと照合することで個人の特定が可能であり、条例第7条第2号にも該当する。

第5 審査会の判断

審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 公文書の特定について

本件対象公文書は、福島県産業廃棄物処理指導要綱第8条に基づき、産業廃棄物処理施設を設置しようとする者が当該施設の区域を所轄する地方振興局長に提出する産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書の別紙3であり、施設設置等予定地に隣接する土地の所有者、周辺居住者等、搬入道路周辺居住者、下流域の水利権者及び水路管理者等との産業廃棄物処理施設設置等に係る同意に関する調整状況が記載されている。

公文書開示請求書に記載されている内容から、実施機関は本件開示請求の対象公文書を特定しており、このことについて異議申立人と実施機関との間に争いはないことから、公文書の特定に誤りはないものと判断する。

2 住宅地図の見分

実施機関は「今回の場合、産業廃棄物処理施設の設置場所は同意取得の対象者が少数であり、住宅地図などと照合することで個人を特定でき、また同意状況が判明する。」と主張することから、当審査会は本件事案の審査に当たり、産業廃棄物処理施設設置等事業計画書に添付された「施設設置等予定地周辺の居住者の状況を判断できる住宅地図」の提出を実施機関に求め、実際に見分した。

その結果、本件開示請求①に係る住宅地図では、周辺居住者等として個人の住宅及び私法人が営む事業所が存在することを確認した。また、本件開示請求②に係る住宅

地図では、周辺居住者等として私法人が運営する工場及び一部事務組合が運営するごみ処理施設が存在することを確認した。

3 不開示情報の該当性について

条例第7条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定している。

これは、開示請求に係る公文書に同条各号に規定する不開示情報が記録されている場合を除き、実施機関は原則として当該公文書を開示しなければならないという基本的な考え方を定めたものと解される。

(1) 条例第7条第2号について

ア 条例第7条第2号の趣旨及び規定について

条例第7条第2号は本文で、「個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則として不開示情報とする旨、規定している。

この規定は、個人の尊厳と基本的人権を尊重する立場から、プライバシーはいったん開示されると当該個人に対して回復し難い損害を与えることがあるため、特にプライバシーに関する情報については最大限保護することを目的として、特定の個人が識別され得るような情報を原則として不開示とすることを定めたもので、「個人に関する情報」とは氏名、生年月日のほか、思想、信条、所属団体、資産、心身の状況、生活記録等個人に関する全ての情報と解される。

イ 条例第7条第2号の該当性について

別表に掲げる「調査状況欄記載の不開示とした情報」のうち、同表「根拠条例」欄において条例第7条第2号を根拠に不開示とした部分の該当性について、当審査会は以下のとおり判断する。

(ア) 対象公文書①

- a 項目欄「隣接する土地の所有者との調整」における「2同意者数」、「3不同意者数」、「4不同意の理由」

【判断】当該部分は条例第7条第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められることから、実施機関の判断は妥当である。

- b 項目欄「周辺居住者等との調整」における「2同意取得状況(1)範囲等一世帯数、人数」、「(2)同意者数一世帯数、人数」、「(3)不同意者数一世帯数、人数」、「(4)不同意の理由」

【判断】住宅地図の見分結果のとおり、周辺居住者等は個人の住宅及び私法人が営む事業所であることから、これらの情報には、個人に関する情報と法人等に関する情報とがともに含まれており不可分と認められるところ、仮にこれらの情報を開示した場合には、特定の個人と特定の法人がともに識別されることとなる上、当該個人の同意又は不同意の事実が明らかになることで個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2号本文に該当すると認められる。

さらに、これらの情報は、条例第7条第2号ただし書ア及びウに該当しないものであることは明白である上、同号ただし書イの規定により公にすることが必要とされる事情、理由等があるとは認めら

れない。したがって、これらの情報は、条例第7条第2号本文に該当し同号ただし書のいずれにも該当しないと認められることから、他の不開示情報の該当性を検討するまでもなく、不開示とするのが妥当である。

- c 項目欄「周辺居住者等との調整」における「地区代表者との調整—同意取得の有無」

【判断】地区代表者個人を識別できる住所、氏名等の情報が開示されない状態で「同意の有無」が開示されても特定の個人を識別することはできず、また、個人の権利利益を害するおそれもないことから、開示すべきである。

- d 項目欄「搬入道路周辺の居住者との調整」における「1 同意取得の範囲—世帯数、人数」、「2 同意者数—世帯数、人数」、「3 不同意者数—世帯数、人数」、「4 不同意の理由」

【判断】個人に関する情報であるが、この部分の情報が開示されても、特定の個人を識別することはできず、また、個人の権利利益を害するおそれも認められないことから、開示すべきである。

- e 上記 a～d 以外の部分

【判断】当該部分は条例第7条第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められることから、実施機関の判断は妥当である。

(イ) 対象公文書②

- a 項目欄「周辺居住者等との調整」における「2 同意取得状況(1) 範囲等—世帯数、人数」、「(2) 同意者数—世帯数、人数」、「(3) 不同意者数—世帯数、人数」、「(4) 不同意の理由」

項目欄「搬入道路周辺の居住者との調整」における「1 同意取得の範囲—世帯数、人数」、「2 同意者数—世帯数、人数」、「3 不同意者数—世帯数、人数」、「4 不同意の理由」

【判断】住宅地図の見分結果のとおり、この部分の情報は私法人が運営する工場及び一部事務組合が運営するごみ処理施設についての情報であるから、条例第7条第2号を根拠として不開示とした実施機関の判断は妥当ではなく、また、同条第1号、第4号及び第5号に該当しないものであることは明白であることから、実施機関は同条第3号又は第6号への該当性を改めて検討すべきである。

なお、当該情報の条例第7条第3号又は第6号への該当性については、後述する。

- b 項目欄「周辺居住者等との調整」における「地区代表者との調整—同意取得の有無」

項目欄「搬入道路周辺の居住者との調整」における「地区代表の調整の調整項目名、同意取得の有無」

【判断】地区代表者個人を識別できる情報が開示されない状態で「同意取得の有無」が開示されても特定の個人を識別することはできず、また、個人の権利利益を害するおそれも認められないことから、開示すべきである。

- c 上記 a、b 以外の部分

【判断】当該部分は条例第7条第2号に規定する個人に関する情報であつ

て、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められることから、実施機関の判断は妥当である。

(2) 条例第7条第3号について

ア 条例第7条第3号の趣旨及び規定について

条例第7条第3号は本文で、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、又は実施機関の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を原則として不開示情報とする旨、規定している。

本号は、法人等又は事業を営む個人の正当な事業活動の自由を保障するため、当該事業に関する情報で、公にすることにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を不開示とすることを定めるとともに、当該法人等又は当該事業を営む個人の正当な利益に優越する公益が認められるものを例外的開示事項として規定したものであると解される。

イ 条例第7条第3号の該当性について

まず、別表に掲げる「調査状況欄記載の不開示とした情報」のうち、同表「根拠規定」欄において条例第7条第3号を根拠に不開示とした部分の該当性について、以下のとおり判断する。

(ア) 対象公文書①

a 項目欄「周辺居住者等との調整」における「地元説明会の開催状況」

【判断】この部分の情報が開示されても、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に該当するとは認められないことから、開示すべきである。

b 項目欄「下流域の水利権者との調整」における「2同意者数一団体の場合」
項目欄「水利管理者との調整」における全ての情報

【判断】「2同意者数一団体の場合」に記載された情報は、公共的な性格を有する事業の遂行を目的として設立された公共組合（公共団体）である水路管理者に関する情報であるから、条例第7条第3号を根拠として不開示と判断した実施機関の判断は妥当ではなく、改めて条例第7条第6号の該当性を検討すべきである。

c 項目欄「下流域の水利権者との調整」における全ての情報（「2同意者数一団体の場合」を除く）

【判断】当該部分は法人の事業活動上のノウハウに関する情報であるが、この部分の情報が開示されても、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に該当するとは認められないことから、開示すべきである。

d 上記 a～c 以外の部分

【判断】当該部分は法人の事業活動上のノウハウに関する情報であって、公にすることにより当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められることから、実施機関の判断は妥当である。

(イ) 対象公文書②

a 項目欄「周辺居住者等との調整」における「地元説明会の開催状況」

【判断】この部分の情報が開示されても、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に該当するとは認められないことから、開示すべきである。

- b 項目欄「下流域の水利権者との調整」における「同意取得範囲の状況」
項目欄「水路管理者との調整」における「同意取得の有無、状況」

【判断】当該部分は法人の事業活動上のノウハウに関する情報であるが同意の有無又は状況を記載しているにすぎないといえ、この部分の情報が開示されても、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に該当するとは認められないことから、開示すべきである。

- c 上記 a、b 以外の部分

【判断】当該部分は法人の事業活動上のノウハウに関する情報であって、公にすることにより当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められることから、実施機関の判断は妥当である。

次に、第5-3-(1)-イ-(イ)-aにおける判断を踏まえ、条例第7条第3号の該当性について、以下、判断する。

項目欄「周辺居住者等との調整」における「2 同意取得状況(1)範囲等一世帯数、人数」、「(2)同意者数一世帯数、人数」、「(3)不同意者数一世帯数、人数」、「(4)不同意の理由」

項目欄「搬入道路周辺の居住者との調整」における「1 同意取得の範囲一世帯数、人数」、「2 同意者数一世帯数、人数」、「3 不同意者数一世帯数、人数」、「4 不同意の理由」

【判断】この部分の情報が開示されても、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に該当するとはいえないので、条例第7条第3号の該当性は認められない。

(3) 条例第7条第6号について

ア 条例第7条第6号の趣旨及び規定について

条例第7条第6号は本文で、「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を原則として不開示情報とする旨、規定している。

本号は、県の機関又は、独立行政法人等国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報の不開示情報としての要件を定めたものであり、当該事務又は事業の目的達成又は公正かつ適切な執行の確保を図るものであるが、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかどうかを判断するに当たっては、「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものであること、また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が必要であると解される。

イ 条例第7条第6号の該当性について

(ア) 対象公文書①

第5-3-(2)-イ-(ア)-bにおける判断を踏まえ、条例第7条第6号の該当性について、以下、判断する。

項目欄「下流域の水利権者との調整」における「2 同意者数一団体の場合」

項目欄「水利管理者との調整」における全ての情報

【判断】この部分の情報は、公共的な性格を有する特定の事業の遂行を目的として一定の構成員をもって構成される公法上の社団法人（公共団体）が行う事務又は事業に関する情報であると認められるが、公にす

ることにより当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえないので、条例第7条第6号の該当性も認められない。

(イ) 対象公文書②

第5-3-(1)-イ-(イ)-aにおける判断を踏まえ、条例第7条第6号の該当性について、以下、判断する。

項目欄「周辺居住者等との調整」における「2同意取得状況(1)範囲等一世帯数、人数」、「(2)同意者数一世帯数、人数」、「(3)不同意者数一世帯数、人数」、「(4)不同意の理由」

項目欄「搬入道路周辺の居住者との調整」における「1同意取得の範囲一世帯数、人数」、「2同意者数一世帯数、人数」、「3不同意者数一世帯数、人数」、「4不同意の理由」

【判断】この部分の情報は、公共的な性格を有する特定の事業の遂行を目的として一定の構成員をもって構成される公法上の社団法人（公共団体）が行う事務又は事業に関する情報であると認められるが、公にすることにより当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえないので、条例第7条第6号の該当性も認められない。

4 結論

以上のことから、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、本件処分の際に実施機関が産業廃棄物処理施設設置等事業計画書に添付された住宅地図等の資料を十分に確認していれば、前述のような条例の規定の不適切な適用は防ぐことができたものである。

実施機関においては、県民の公文書の開示を請求する権利を十分に尊重の上、より一層の慎重さをもって関係文書の確認に当たるとともに、条例の適切な解釈・運用に努めるよう付言する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙「審査会の処理経過」のとおりである。

別 表

【対象公文書①（県南地方振興局一部開示決定文書）】				
「産業廃棄物処理施設設置等に係る地元住民等の調整状況調査」				
項 目 名	福島県情報公開条例に基づく実施機関の不開示判断			審査会の判断及び 開示判断等の根拠
	調査状況欄記載の 不開示とした情報	根 拠 条 例	不開示とした理由	
隣接する土地の所有者との調整	2 同意者数の人数 3 不同意者数の人数 4 不同意の理由	第7条第2号	個人に関する情報であって、当該情報の内容により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当し、同条ただし書のいずれにも該当しないため。	【不開示】 同左
周辺居住者等との調整	1 地元説明会の開催の有無 開催状況	第7条第3号	法人その他の団体に関する情報で、公にすることにより当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるものに該当し、同条ただし書に該当しないため。	【開 示】 法人に関する情報であるが、公にすることにより当該法人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため。 (条例第7条第3号)
	2 同意取得状況 (1) 範囲等 処理施設等の敷地境界からの距離			【不開示】 同左
	(2) 同意者数の世帯数、人数 (3) 不同意者数の世帯数、人数 (4) 不同意の理由	第7条第2号	個人に関する情報であって、当該情報の内容により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当し、同条ただし書のいずれにも該当しないため。	【不開示】 同左。 ただし、これらの情報には個人に関する情報と法人等に関する情報がともに含まれ、不可分と認められるところ、条例第7条第2号に該当するため不開示とするのが妥当であること、また、他の不開示情報の該当性を検討するまでもなく、不開示とするのが妥当である。
3 地区代表者との調整		第7条	個人に関する情報であって、当該情報	【開 示】

	同意取得の有無	第2号	の内容により特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。	個人に関する情報であるが、特定の個人を識別することはできず、また、個人の権利利益を害するおそれもないため。 (条例第7条第2号)
	地区代表者の住所、氏名			【不開示】 同左
搬入道路周辺の居住者との調整	1 同意取得の範囲 処理施設等の敷地境界からの距離 搬入道路敷境界からの距離	第7条第3号	法人その他の団体に関する情報で、公にすることにより当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるものに該当し、同号ただし書に該当しないため。	【不開示】 同左
	2 世帯数等の 世帯数、人数 3 同意者数の 世帯数、人数 4 不同意者数の 世帯数、人数 不同意の理由	第7条第2号	個人に関する情報であつて、当該情報の内容により特定の個人を識別できるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。	【開示】 個人に関する情報であるが、特定の個人を識別することはできず、また、個人の権利利益を害するおそれもないため。 (条例第7条第2号)
下流域の水利権者との調整	1 同意取得範囲の 処理施設等の敷地境界からの距離	第7条第3号	法人その他の団体に関する情報で、公にすることにより当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるものに該当し、同号ただし書に該当しないため。	【開示】 法人に関する情報であるが、公にすることにより当該法人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため。 (条例第7条第3号)
	2 同意者数 団体の場合の団体数			【適用条項を改めた上で開示すべき】 条例第7条第3号を根拠として不開示とした判断は妥当ではなく、同条第6号への該当性を改めて検討すべきである。 (条例第7条第3号) 公共団体が行う事務又は事業に関する情報であるが、公にすることにより当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまではいえず、条例第7条第6号への該当性は認められない。 (条例第7条第6号)
	3 個人の場合の世帯数、 人数 不同意者数			【開示】 個人に関する情報であるが、公にすることにより当該法人の正当な利益を害するおそれがある

	4 人数 不同意の理由 団体の場合の団体数 個人の場合の世帯数			るとは認められないため。 (条例第7条第3号)
水利管理者 との調整	同意取得の有無 水路管理者の役職名及び氏名	第7条 第3号	法人その他の団体に関する情報で、公 にすることにより当該法人等の正当な利 益を害するおそれがあるものに該当し、 同号ただし書に該当しないため。	【適用条項を改めた上で開示すべき】 条例第7条第3号を根拠として不開示とした 判断は妥当ではなく、同条第6号への該当性を 改めて検討すべきである。 (条例第7条第3号) 公共団体が行う事務又は事業に関する情報で あるが、公にすることにより当該事務又は事業 の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとま ではいえず、条例第7条第6号への該当性は認 められない。 (条例第7条第6号)

【対象公文書②（県北地方振興局一部開示決定文書）】

「産業廃棄物処理施設設置等に係る地元住民等の調整状況調査」

項 目 名	福島県情報公開条例に基づく実施機関の不開示判断			審査会の判断及び 開示判断等の根拠
	調査状況欄記載の 不開示とした情報	根 拠 条 例	不開示とした理由	
隣接する土 地の所有者 との調整	2 同意者数の 人数 3 不同意者数の 人数 4 不同意の 理由	第7条 第2号	個人に関する情報であって、当該情報 の内容により特定の個人を識別できるも の（他の情報と照合することにより、特 定の個人を識別することができることと なるものを含む。）又は特定の個人を識別 することはできないが、公にすることに より、なお個人の権利利益を害するおそ れがあるものに該当し、同号ただし書の いずれにも該当しないため。	【不開示】 同左
周辺居住者 等との調整	1 地元説明会の 開催状況	第7条 第3号	法人その他の団体に関する情報で、公 にすることにより当該法人等の正当な利 益を害するおそれがあるものに該当し、 同号ただし書に該当しないため。	【開 示】 法人に関する情報であるが、公にすること により当該法人の正当な利益を害するおそれ があるとは認められないため。 (条例第7条第3号)

	2 同意取得状況 (1) 範囲等 処理施設等の敷地境界からの距離			【不開示】 同左
	(2) 世帯数等の 世帯数、人数 (3) 同意者数の 世帯数、人数 (4) 不同意者数の 世帯数、人数 (5) 不同意の理由	第7条第2号	個人に関する情報であって、当該情報の内容により特定の個人を識別できるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当し、同条ただし書のいずれにも該当しないため。	【適用条項を改めた上で開示すべき】 条例第7条第2号を根拠として不開示とした判断は妥当ではなく、また、同条第1号、第4号及び第5号に該当しないものであることは明白であることから、同条第3号又は第6号への該当性を改めて検討すべきである。 (条例第7条第2号) 公にすることにより当該法人の正当な利益を害するおそれがあるとはいえず、条例第7条第3号への該当性は認められない。 (条例第7条第3号) 公共団体が行う事務又は事業に関する情報であるが、公にすることにより当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。 (条例第7条第6号)
	3 地区代表との調整 同意取得の有無	第7条第2号	個人に関する情報であって、当該情報の内容により特定の個人を識別できるものに該当し、同条ただし書のいずれにも該当しないため。	【開示】 個人に関する情報であるが、特定の個人を識別することはできず、また、個人の権利利益を害するおそれもないため。 (条例第7条第2号)
	地区代表者の地区名、 住所、氏名			【不開示】 同左
搬入道路周辺の居住者との調整	1 同意取得の範囲 処理施設等の敷地境界からの距離 搬入道路の道路敷境界からの距離	第7条第3号	法人その他の団体に関する情報で、公にすることにより当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるものに該当し、同条ただし書に該当しないため。	【不開示】 同左
	2 世帯数等の 世帯数、人数 同意者数の 世帯数、人数	第7条第2号	個人に関する情報であって、当該情報の内容により特定の個人を識別できるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることと	【適用条項を改めた上で開示すべき】 条例第7条第2号を根拠として不開示とした判断は妥当ではなく、また、同条第1号、第4号及び第5号に該当しないものであることは明

	<p>3 不同意者数の世帯数、人数 4 不同意の理由</p>		<p>なるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。</p>	<p>白であることから、同条第3号又は第6号への該当性を改めて検討すべきである。 (条例第7条第2号) 公にすることにより当該法人の正当な利益を害するおそれがあるとはいえず、条例第7条第3号への該当性は認められない。 (条例第7条第3号) 公共団体が行う事務又は事業に関する情報であるが、公にすることにより当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。 (条例第7条第6号)</p>
	<p>5 地区代表の調整の調整項目名 地区代表からの同意取得の状況</p>			<p>【開示】 個人に関する情報であるが、特定の個人を識別することはできず、また、個人の権利利益を害するおそれもないため。 (条例第7条第2号)</p>
	<p>地区代表の調整の地区名</p>			<p>【不開示】 同左</p>
<p>下流域の水利権者との調整</p>	<p>同意取得範囲の調整内容</p>	<p>第7条第3号</p>	<p>法人その他の団体に関する情報で、公にすることにより当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるものに該当し、同号ただし書に該当しないため。</p>	<p>【開示】 法人に関する情報であるが、公にすることにより当該法人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため。 (条例第7条第3号)</p>
<p>水路管理者との調整</p>	<p>同意取得の有無及び調整内容</p>	<p>第7条第3号</p>	<p>法人その他の団体に関する情報で、公にすることにより当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるものに該当し、同号ただし書に該当しないため。</p>	<p>【開示】 法人に関する情報であるが、公にすることにより当該法人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため。 (条例第7条第3号)</p>

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 2月 4日	・ 諮問書受付
平成28年 3月10日	・ 実施機関から一部開示決定理由説明書の提出
平成28年 3月22日	・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書を送付 ・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書に対する意見書の提出を要求
平成28年 5月25日	・ 異議申立人に意見書提出の意志がない旨を確認
平成29年 9月12日 (第258回審査会)	・ 異議申立ての経過説明 ・ 実施機関から一部開示決定理由に対する意見を聴取 ・ 審議
平成29年10月19日 (第259回審査会)	・ 審議
平成29年11月15日 (第260回審査会)	・ 審議
平成29年12月12日 (第261回審査会)	・ 審議
平成30年 1月16日 (第262回審査会)	・ 審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
垣見 隆禎	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会 長
阪本 尚文	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
佐藤知恵子	行政書士	
村上 敬子	税理士	
渡辺慎太郎	弁護士	会長職務代理者